

報 第 1 4 号

令和7年6月16日

所管事務調査報告書

【調査項目】 住民福祉サービスに関する事項

【調査項目】

スローヤースペース館高の調査員、

調査員の高齢化対策、

市費削減の取り組み、市費削減の取り組み

【調査期間】 令和6年6月～令和7年5月

長泉町議会 総務民生常任委員会

目 次

- 1 はじめに
- 2 調査活動状況
- 3 長泉町の現状と課題
- 4 先進地の取組
- 5 目指すべき姿
- 6 提 言

【付属資料】

- ・長泉町の高齢者福祉サービス
- ・所管事務調査研修資料

茨城県笠間市、神奈川県横須賀市

1 はじめに

現在、日本の65歳以上人口は3,622万7千人と過去最多。総人口が減少する中で、その割合は29.1%と過去最高となっている。

一方、当町の高齢化率は22.5%と県内でもっとも若い自治体であるが、2050年度には32.5%と3人に1人が高齢者という確実に高齢化社会になることが見込まれている。

とりわけ団塊の世代が後期高齢者となる2025年から超高齢化社会を迎え、様々な問題が指摘されている。

その中で特に注視すべきは、世帯規模の縮小化、単独世帯の増加により、家族や地域における支え合いの機能低下が懸念されることである。2024年の当町の高齢者の単独または高齢者夫婦世帯は4,353世帯となっている。

こうした中で高齢化社会の問題点と町の施策を考察するものである。

2 調査活動状況

No	月 日	内 容
1	令和6年6月18日(火)	令和6年第2回定例会 閉会中の継続調査申出書提出 調査事項「住民福祉サービスに関する事項」
2	令和6年7月30日(火)	委員会（第1回所管事務調査） ・地域福祉について（福祉保険課より）
3	令和6年8月19日(月)	委員会（第2回所管事務調査） ・高齢者福祉について（長寿介護課より） ・テーマの選定
4	令和6年9月4日(水)	委員会（第3回所管事務調査） ・高齢者の終活支援のあり方について 意見交換 ・視察研修について
5	令和6年 11月7日(木)～ 11月8日(金)	先進地視察 ・地域ケアシステムについて（茨城県笠間市） ・終活支援について（神奈川県横須賀市）
6	令和6年12月10日(火)	委員会（第4回所管事務調査） ・視察研修を終えての提言に向けての意見交換
7	令和7年2月17日(月)	委員会（第5回所管事務調査） ・所管事務調査報告書素案について
8	令和7年3月21日(金)	委員会（第6回所管事務調査） ・報告書最終案、報告事項について

3 長泉町の現状と課題

(1) 現 状

【地域福祉】

- ①長泉町においても今後少子高齢化が進み、高齢者人口が増加し 2050 年には、高齢化率が 32.5%になると見込んでいる。
- ②世帯規模の縮小化・単独世帯の増加により、家族や地域における支え合いの機能低下が懸念されている。地域では、人間関係が希薄化するなかで、孤独・孤立の問題も顕在化している。
- ③人口構造や世帯構成が変化し、家族や地域のつながりが弱まっているなかで、複数の課題が重なりあい複雑化している。

【高齢者福祉】

①高齢化率等の推移

令和 6 年 4 月 1 日現在、長泉町の人口 43,513 人、65 歳以上の人口が 9,771 人であり、高齢化率は 22.5%、75 歳以上の人口が 5,566 人後期高齢化率が 12.8%である。現在は、県平均を下回っている状況である。

②高齢者福祉サービス

- ・徘徊高齢者探索サービス事業
- ・徘徊高齢者等見守り事業
- ・ひとり暮らし高齢者見守り事業
- ・高齢者等見守りネットワーク事業
- ・配食サービス事業
- ・マイナンバーカード活用タクシー利用助成事業
- ・生活支援、移動支援
- ・救急医療情報キット

③終活支援事業

- ・出前講座「元気な時だからこそ学んでおこう。家族、自分の人生会議（もしバナカードを活用）」
- ・私の終活「マイエンディングノート」の配布

(2) 課題

- ・長泉町も少子高齢化を迎え、高齢者の人口が増加していく。その中で、身寄りのない方やひとり暮らし、高齢者のみ世帯も多くなっていく。
- ・人口構造や世帯構成が変化し、家族や地域のつながりが弱まっているなかで、複数の課題が重なりあい複雑化しており、「8050 問題」「ひきこもり」「ヤングケアラー」など、従来の対象者別の制度には合致しにくい課題が表明化している。
- ・終活支援を行っていくなかで、身寄りがない人、家族の支援が受けられない人が、医療機関等への入院などの身元保証や医療同意をどうするか。
また、認知症になった場合の金銭管理、契約行為、金銭面での困窮や死後の手続きが課題となっている。

4 先進地の取組

選定にあたっては、まず総務省が主導している地域経営型包括支援クラウドモデル事業として要介護者の情報をネットワーク化し有効活用している茨城県笠間市、また、全国で最初に終活事業に取組、厚生労働省のモデル事業となっている神奈川県横須賀市とした。

茨城県笠間市

笠間市は、茨城県の中央部に位置し、令和 5 年度の人口は 72,918 人であり、65 歳以上の人口は 24,227 人となり、高齢化率は 33.2%となっている。今後、高齢化率は令和 22 年度は 37.6%と予想されており、地域共生社会への取組を実施している。様々な取組のなかで、特徴的な取組として「介護健診ネットワークシステムを活用した情報共有と地域による見守り支援体制」である。

・介護健診ネットワーク

クラウドシステムを活用し、地域で支援対象者情報を共有している。
支援対象者の情報を市から提供し、救急隊、医療機関、地域包括支援センター介護サービス事業者が確認することができる。
参加事業所数は、市内 202 事業者中 93 事業者となり 46%の事業者が参加している。

システムには

- ①場所・時間を選ばず利用できる。
 - ②本人同意がある場合のみ登録可
 - ③本人情報の登録不要
 - ④アクセスできる人を限定し、閲覧情報も職種別に設定できる。
- このシステムは、令和8年4月から運用が開始される「全国医療情報プラットフォーム」に移行していくが、移行されない部分については今後検討していく。

・地域による見守り支援体制

- ①在宅ケアチームによる見守り
- ②身寄りのない高齢者支援（令和7年度から実施）
「見守り支援」「入院時身元保証支援」「入退院時生活支援」「死後事務支援」
を市が一体的に支援
- ③地域での見守り活動
「日常的な見守り活動」「行方不明高齢者等SOSネットワーク」

神奈川県横須賀市

横須賀市は、三浦半島の入り口に位置し、特に浦賀は良港として江戸時代から、海運で栄え、現在も多くの蔵が残っている。また、遠方からきた船乗り等が亡くなると無縁墓地が必要となったため、昔から無縁墓地、戦後は無縁納骨堂ができていた状況である。横須賀市では引取手のないご遺骨が増えており、また身元がはっきりしている市民のご遺骨が引き取られなくなっている点が問題となっている。

福祉には生前における死後課題の相談窓口が無いことが課題であり、増え続ける独居者、医療福祉の対応の差をなくすため、全国に先駆け次の2事業を開始した。令和6年度からは厚生労働省がモデル事業に指定している。

・エンディングプラン・サポート事業

対象者として、①低所得、少資産②独居、頼れる身寄りがない方とし、将来、墓地埋葬法第9条に該当となりそうな人を想定している。
生前市民が自ら事業者に対し27万円を支払い、死後事務委任契約を締結する。市の職員が契約の際に同行し、ご本人が亡くなるまで毎月電話、3カ月に1度は訪問し、亡くなった後は火葬し納骨する。平成27年度から令和5年度までに登録者数146人となっている。

・わたしの終活登録事業

対象者は、希望するすべての市民であり、所得制限や年齢制限はない。
元気なうちに安心して繋がる終活情報を市に登録する事業である。
本人が万が一の場合、警察、救急、病院等からの問い合わせに市が回答を代行する。
登録内容の多いものとして、緊急連絡先、かかりつけ医、お墓（寺等）の場所である。電話で受付も可能となっている。

5 目指すべき姿

死後の尊厳が守られることにより、安心して終末を迎えられる町

6 提言

計画的且つ効果的に事業を推進するため、次の3点を提言する。

(1) 今後増加する高齢者への支援

(特にひとり暮らしの方や身寄りのない方)

- ◇現在の高齢者支援事業に加え、独り暮らしや身寄りのない方の情報を各機関と共有する。
- ◇笠間市のようにクラウドシステムを活用した他機関と連携を行う。
- ◇「日常的な見守り活動」「行方不明高齢者等SOSネットワーク」などの強化する。
- ◇行政が必要な情報を把握し管理する。

(2) 相談支援の強化

- ◇終活に関して、あらたな相談支援窓口を掲げる。
- ◇生前に相談し、安心して生活できる環境を整える。
- ◇他課、他機関とチームとして対応できるように強化する。

(3) 終活支援事業の開始

- ◇終活登録事業を開始する。
- ◇ポイントは、緊急連絡先、遺書・エンディングノートの保管場所、葬儀の生前契約をした葬祭事業者名などを登録。様々な終活関連情報を本人の意思で登録

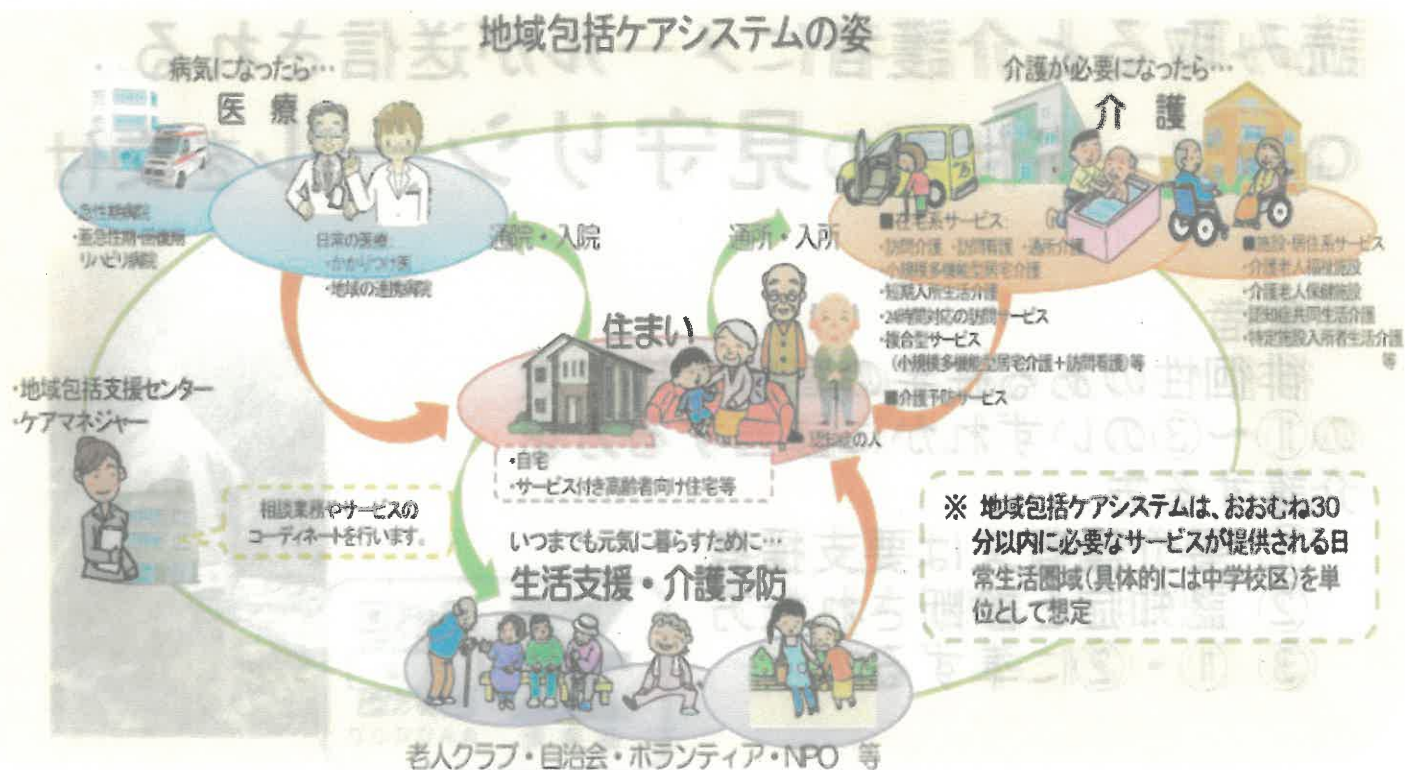
し、データの管理する点が単にエンディングノートを無料配布事業と異なる。
※マイナンバーカードへの情報の紐づけができないか検討。
※現在国では、全国医療・情報連携プラットフォームを整備しており、令和8年
4月よりシステムの運用開始が見込まれているため、今後の動向を注視して
いく必要がある。

付 属 資 料

長泉町の高齢者福祉サービス



地域包括ケアシステム



徘徊高齢者探索サービス事業

位置情報を検索できるGPS端末を貸与し
その初期費用と基本料金を助成

対象者：

徘徊性のある在宅生活をしている
65歳以上の方を介護している方

端末の位置情報は
電話・インターネットで
検索できます



徘徊高齢者等見守り事業

読み取ると介護者にメールが送信される
QRコード付きの見守りシールを交付

対象者：

徘徊性のある在宅の高齢者等で次の①～③のいずれかに該当する方を
介護する方

- ① 要介護者又は要支援者
- ② 認知症と診断された方
- ③ ①・②に準ずる方



ひとり暮らし高齢者見守り事業

- ①ヤクルトの配達（自己負担：無料）
週3回（月・水・金）配達し、配達時に声かけ、
安否確認を行う

前回配達分が残っており、利用者に会えないときは
配達員から町へ連絡があります

- ②ハローライトの貸与（自己負担：500円／月）
自宅の電球をIoT電球に交換し、電気のON・
OFFで安否確認を行う

24時間、電気のON・OFFがない場合、
登録された家族等の連絡先にメールが届きます

高齢者等見守りネットワーク事業

配達事業者等と協定を締結
事業者が高齢者の異変に気付いたとき
は町へ通報し、見守りを行う

令和6年7月1日現在

27 事業者と協定締結

新聞店、コンビニ、郵便局 など

配食サービス事業

栄養バランスのとれた**食事**を配達
配達時に**声かけ、安否確認**

対象者：

65歳以上のひとり暮らし、
または高齢者のみ世帯で
食事の調理が困難な方

地域包括支援センター等が
面談・申請書作成を行います



マイナンバーカード活用 タクシー利用助成事業

タクシー運賃の**半額**助成（上限600円）

（利用登録者2人以上で乗車する場合は400円×人数）

×

年50回

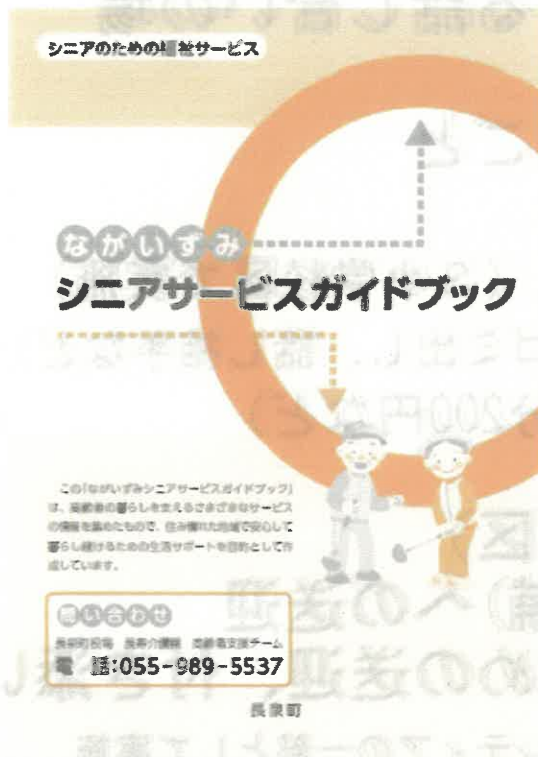
対象者：次のいずれかに該当し、
マイナンバーカードを所持する方

①75歳以上の方

②運転免許証を返納した65歳以上の方

事前に利用登録申請が必要（翌年度以降は自動更新）

長泉町の高齢者サービスご紹介



ほかにも、さまざまな
サービスがあります

こちらのパンフレット
をご覧ください

生活支援、移動支援



生活支援、移動支援

協議体：地域づくりに関する話し合いの場

第1層協議体：町全体

第2層協議体：小学校区ごと

生活支援有償ボランティア（3小学校区で実施）

ちょっとした困りごと（ゴミ出し、話し相手など）

地域住民が有償支援（30分200円など）

移動支援（池田区、長小校区）

池田区：買い物施設（店舗）への送迎

長小校区：病院受診のための送迎、付き添い

※生活支援有償ボランティアの一部として実施

長泉町の終活支援事業



人生会議

人生会議とは…

もしものときに、自分がどのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有しておくこと。

「もしものときに、どうしたいか」は一人ひとり異なります。
ライフステージと共に変わることもあります。

もしバナゲーム

出前講座

「元気な時だからこそ学んでおこう。

家族、自分の人生会議」



- ・重病のときや死の間際に「大事なこと」として想定されるカード
- ・自分自身が大切にしたい言葉を取捨選択し、優先順位をつける。
- ・なぜ、このカードを選択したか、どんな風に考えているかを言語化してグループ内で話し合う。

私の終活 マイエンディングノート



これまでの自分と
これからの自分へ

私の終活 マイエンディングノート

長泉町

これまでの自分を振り返る
これからの自分を想像する
自分の思いを伝えるために

医療情報、公的情報、資産情報、
大切なもの、介護について、
終末期医療について、
葬儀やお墓などの希望、
終活のための確認項目など

終活の設計図 ⇒ 情報収集
実行計画

終活支援での困難な場面

身寄りがない人、家族の支援が受けられない人

困難な場面：

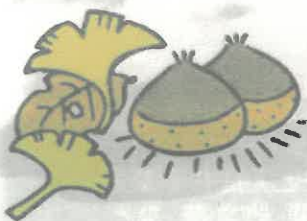
- ①医療機関等への入院などの身元保証や医療同意
⇒国のガイドライン
⇒身元保証等高齢者サポートサービス
(民間有料)
- ②認知症になった場合の金銭管理、契約行為
⇒日常生活自立支援事業、
成年後見制度、任意後見制度
- ③金銭面での困窮 ⇒生活保護
- ④死後の手続き ⇒死後事務委任契約など



介護健診ネットワークシステムを活用した情報共有と 地域による見守り支援体制について

令和6年11月7日（木）

笠間市高齢福祉課



1

目次

1. 介護健診ネットワークシステムを活用した情報共有

（1）システムの概要

（2）共有情報について

（3）介護健診ネットワークシステムの今後について

2. 地域による見守り支援体制について

（1）在宅ケアチームによる見守り

（2）身寄りのない高齢者支援

（3）地域での見守り活動

（4）見守り支援・緊急対応

2

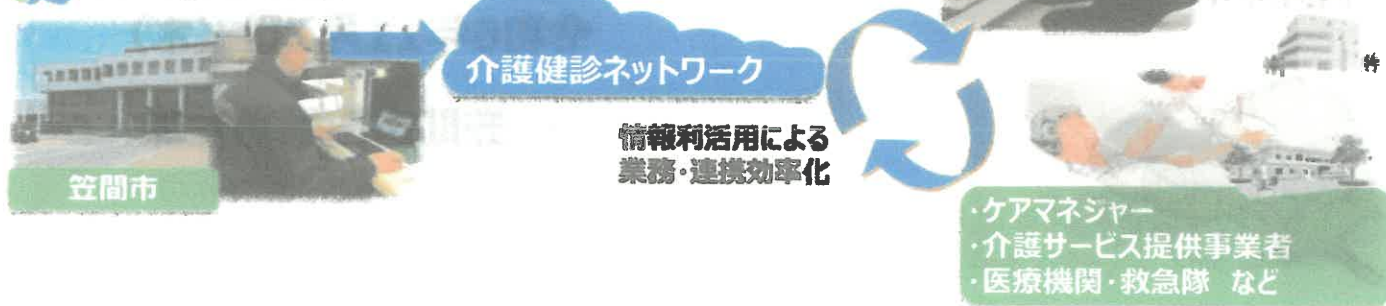
1. (1) システムの概要 — 介護健診ネットワークの目的

クラウドシステムを活用して、地域で支援対象者情報を共有。

笠間市が保有する要介護認定情報などを各事業所へ直接公開し、業務の効率化を支援します。

見守り支援が必要な高齢者の情報を、救急医療機関や救急隊員、見守り支援員等と情報共有し、笠間市の地域包括ケアシステムの推進を図ります。

本人同意に基づき
市保有の個人情報を公開



3

1. (1) システムの概要 — 利用における効果

以前は...

介護事業所は、市の窓口での情報入手のための来課や、電話対応等に時間を要していた。

介護健診ネットワークを使うと...

事務所から対象者の行政情報を参照

本人の同意に基づいて
介護や見守りの情報を公開



市の窓口時間に関係なく、好きな時間に情報を閲覧。



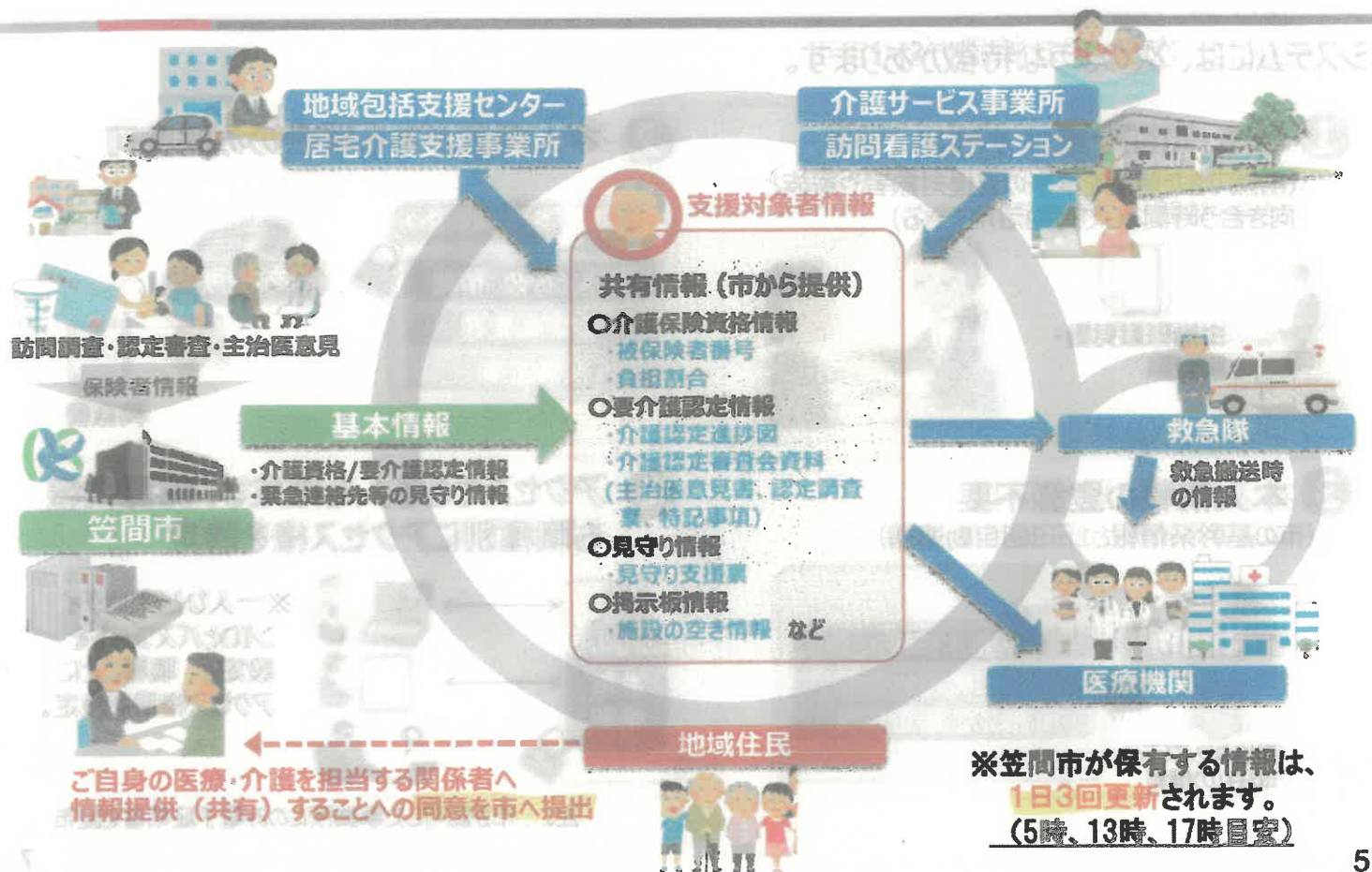
市の窓口へ問合せする回数や時間が短縮。



支援対象者本人や家族と向き合う時間が増えることにより、介護サービスの質が向上。

※事前に支援対象者から公開同意を得て、市の登録作業が完了している必要があります。4

1. (1) システムの概要 — 介護健診ネットワークシステム全体像



5

1. (1) システムの概要 — 利用状況

①参加事業所

93事業所/202事業所 ...46%

※居宅介護支援事業所 21 / 22 ...95%

介護サービス事業所 53 / 127 ...42%

その他 医療機関や消防署等 19 / 53 ...36%

②利用者

304名

③介護情報登録者数

4,163名/4,788名 ...87%

④見守り情報登録者数

7,839名/7,886名 ...99%

※7,839名には施設入所や家族との同居等で見守り支援対象ではなくなった方等も一部含まれる。

⑤介護事業所アクセス数

865件/月

(介護認定情報・介護保険資格情報等の閲覧数)

⑥救急医療機関等アクセス数

60件/月

(見守り支援票の閲覧数)



※①～④：R6.10月末現在、⑤・⑥：R5実績データ

6

1. (1) システムの概要 — システムの特徴

システムには、次のような特徴があります。

① 場所・時間を選ばず利用できる

(削減できた時間を本来の支援対象者や家族と向き合う時間として有効活用できる)



② 本人同意がある場合のみ閲覧可



③ 本人情報の登録不要

(市の基幹系情報と1日3回自動連携)



④ アクセスできる人を限定し、閲覧情報も職種別にアクセス権を設定

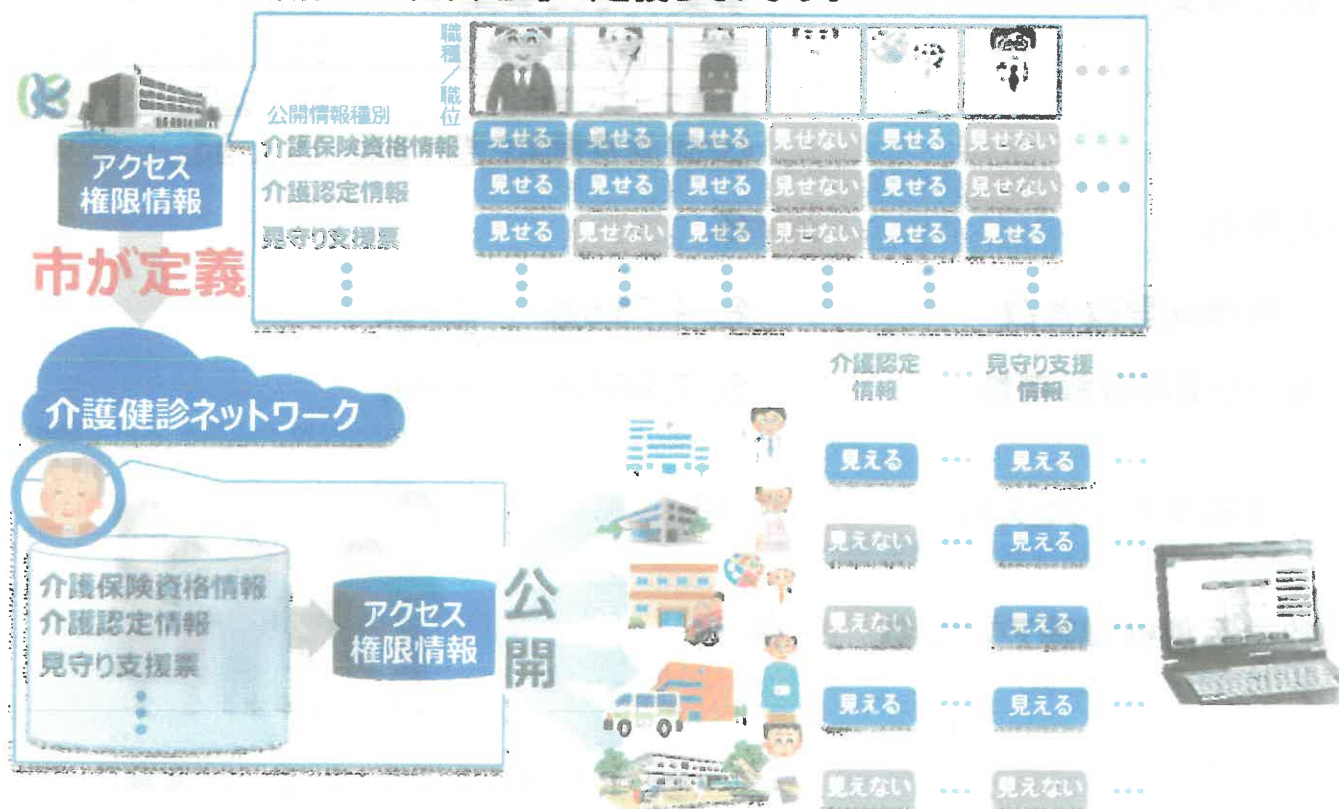


注1：市が認可した事業所にのみ電子証明書を配布

7

1. (1) システムの概要 — 情報のアクセス権

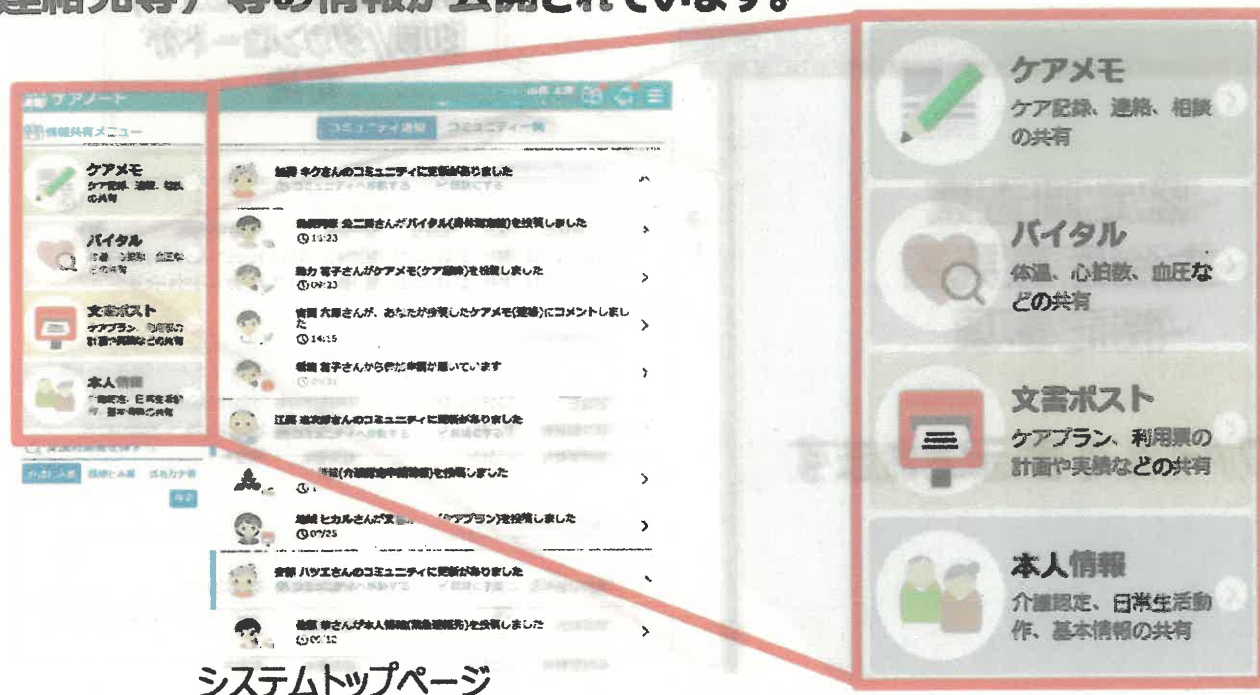
介護健診ネットワークで取り扱う情報へのアクセス権限は、予め市が情報種別と職種との組合せ毎に定義しています。



8

1. (2) 共有情報について — システムトップページ

各支援対象者のコミュニティには、ケアメモ、バイタル、文書ポスト、本人情報の4つの項目があり、本人の体の状態から、万一に備えた見守り（緊急連絡先等）等の情報が公開されています。



システムトップページ

9

1. (2) 共有情報について — 本人情報機能(介護認定情報)

笠間市が保有する「介護認定申請情報」「介護認定審査会資料」「介護被保険者証」「介護負担割合証」の最新情報を確認できます。



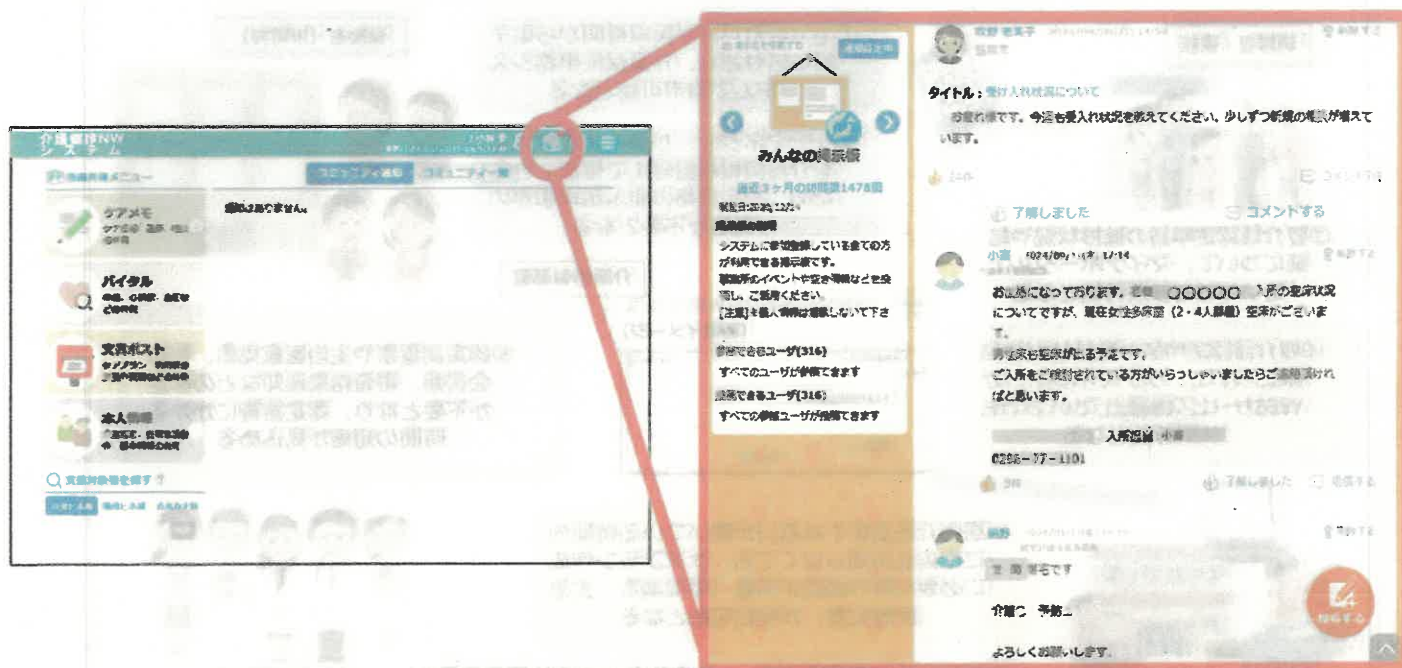
介護認定情報の介護認定進捗図



介護認定情報の介護被保険者証等

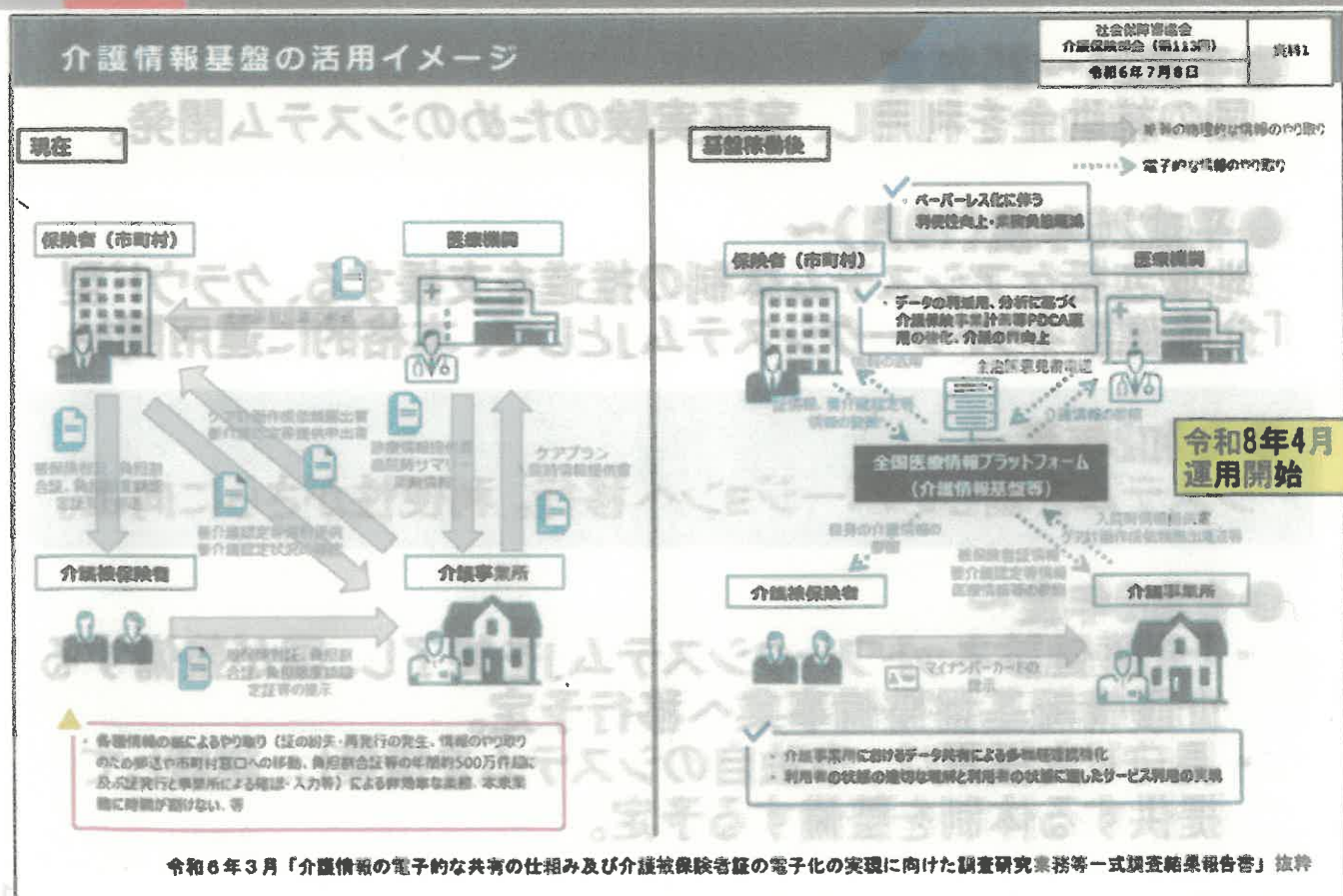
1. (2) 共有情報について ― 掲示板機能

市からのお知らせ情報や、事業所のイベント情報、施設の空き情報などを、システム利用者間で情報共有できる機能です。



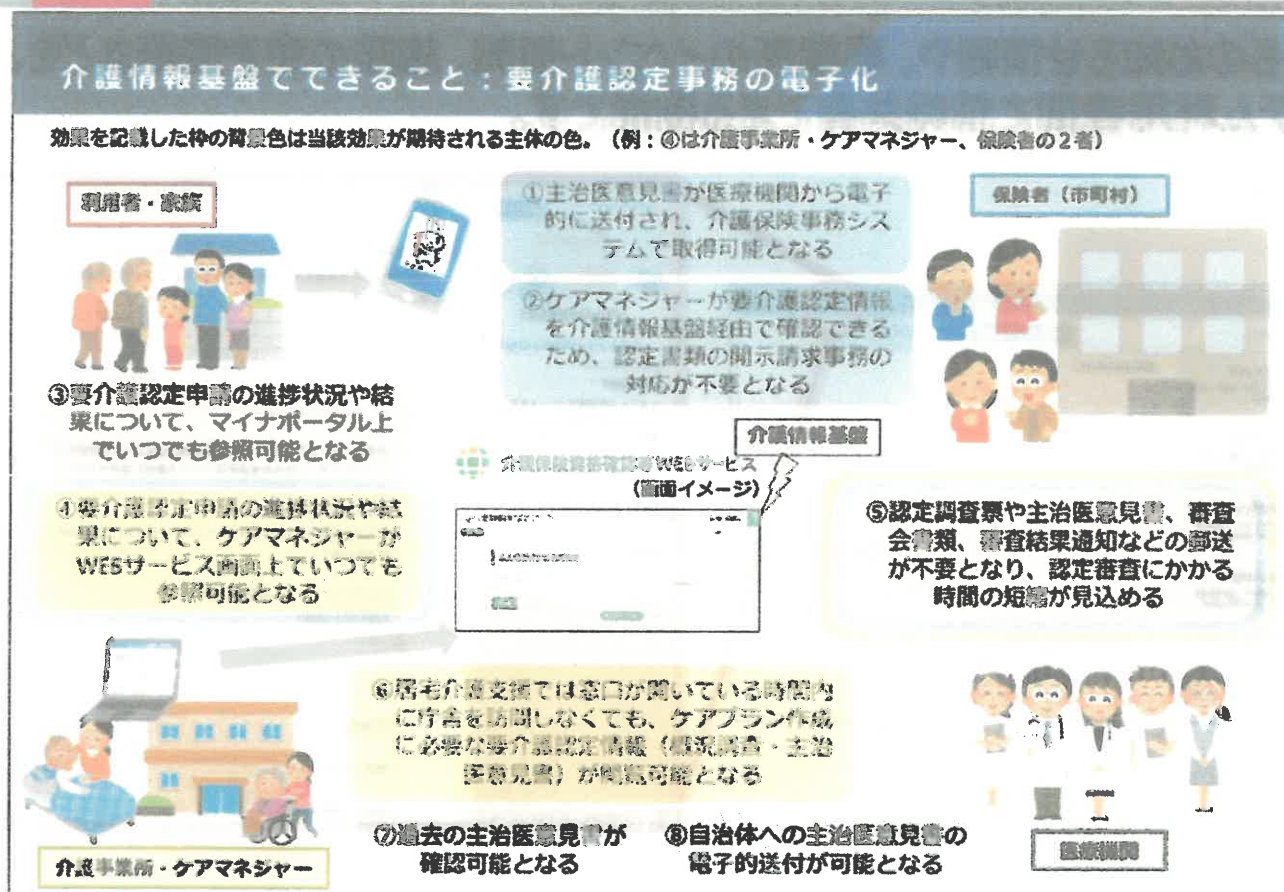
13

1. (3) 介護健診ネットワークシステムの今後について①



14

1. (3) 介護健診ネットワークシステムの今後について②



15

1. (3) 介護健診ネットワークシステムの今後について③

●平成24～25年度

国の補助金を利用し、実証実験のためのシステム開発。

●平成26年度(10月)～

地域包括ケアシステム体制の推進を支援する、クラウド型「介護健診ネットワークシステム」として、本格的に運用開始。

●令和2年度～

システムを新しいバージョンへ移行。利便性がさらに向上。

●令和8年度～

- ・「介護健診ネットワークシステム」を終了し、国が整備する介護情報基盤整備事業へ移行予定。
- ・見守り支援票は、市独自のシステムを構築し、継続して提供する体制を整備する予定。

16



目次

1. 介護健診ネットワークシステムを活用した情報共有

(1) システムの概要

(2) 共有情報について

(3) 介護健診ネットワークシステムの今後について

2. 地域による見守り支援体制について

(1) 在宅ケアチームによる見守り

(2) 身寄りのない高齢者支援

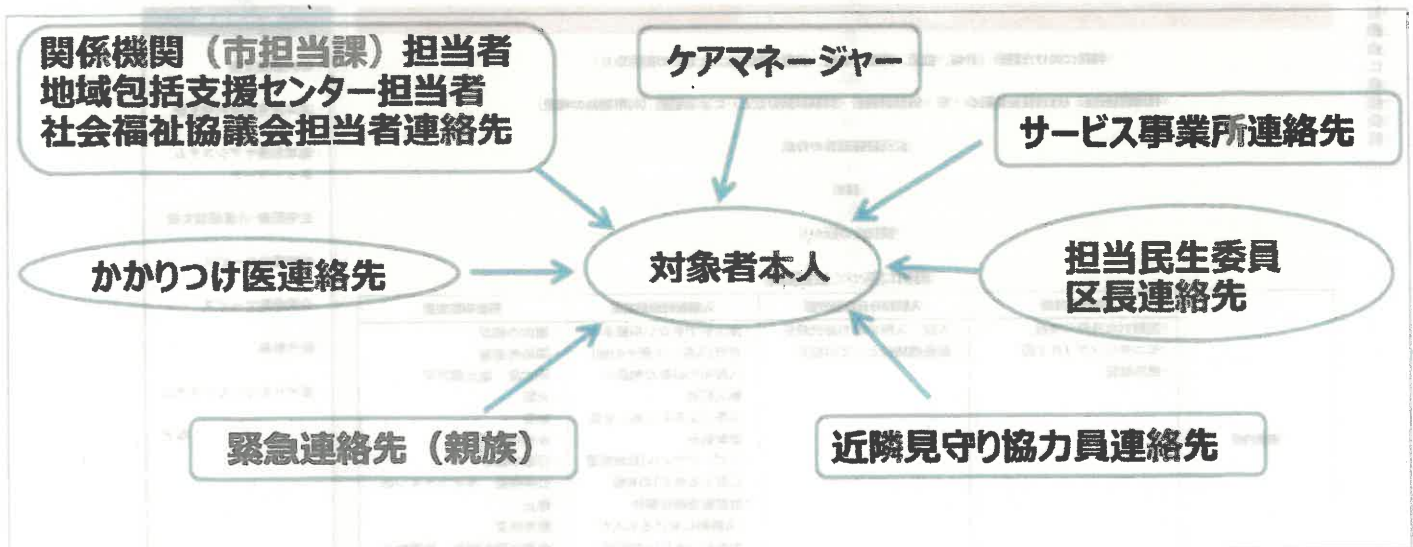
(3) 地域での見守り活動

(4) 見守り支援・緊急対応

2. (1) 在宅ケアチームによる見守り

◆在宅ケアチーム

支援が必要な人の個々の状態に応じ、関係機関が連携し多方面から支援する。



2. (2) 身寄りのない高齢者支援

【R7年度～身寄りのない高齢者支援事業 実施予定】

高齢者の増加に伴いひとり暮らし高齢者が増加しており、今後も更なる増加が見込まれる中、入院時の身元保証や死後の処遇をはじめ、将来について様々な不安を抱える身寄りのない高齢者の増加も見込まれる。そのことから、身寄りのない高齢者に対する「相談・支援」、契約に基づく「見守り支援」「入院時身元保証支援」「入退院時生活支援」「死後事務支援」を市が一体的に実施することにより、高齢者の不安を払拭し安心して日常生活を継続できる環境を整える。

○対象者

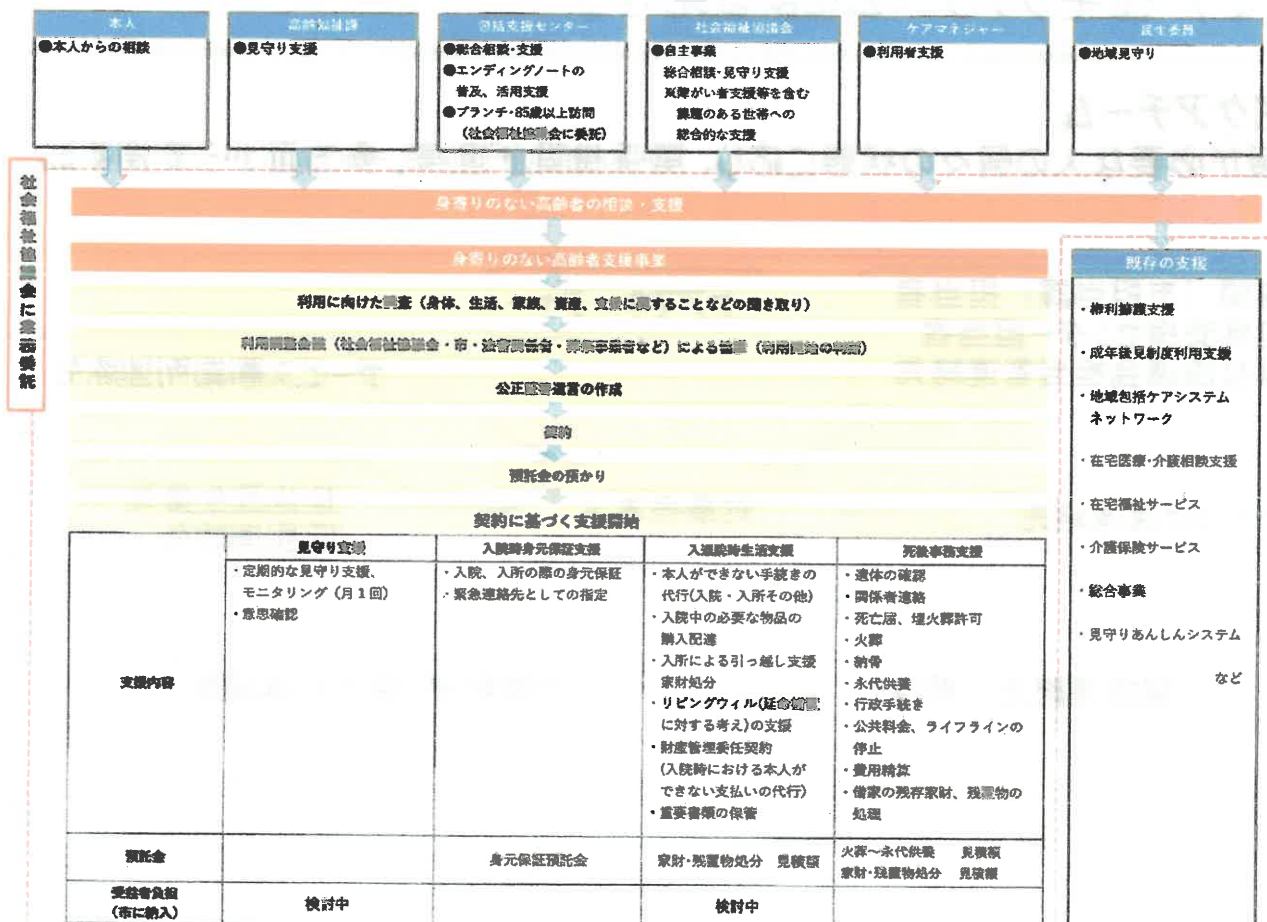
笠間市に居住する高齢者で次の要件を満たす者

- ㊦ひとり暮らしである
- ㊧頼れる親族等がない
- ㊨契約能力がある
- ㊩生活保護を受けていない

○事業の実施方法

笠間市社会福祉協議会への業務委託

身寄りのない高齢者支援事業 利用までの流れ



2. (3) 地域での見守り活動

高齢者等要支援者の見守り活動への協力に関する協定

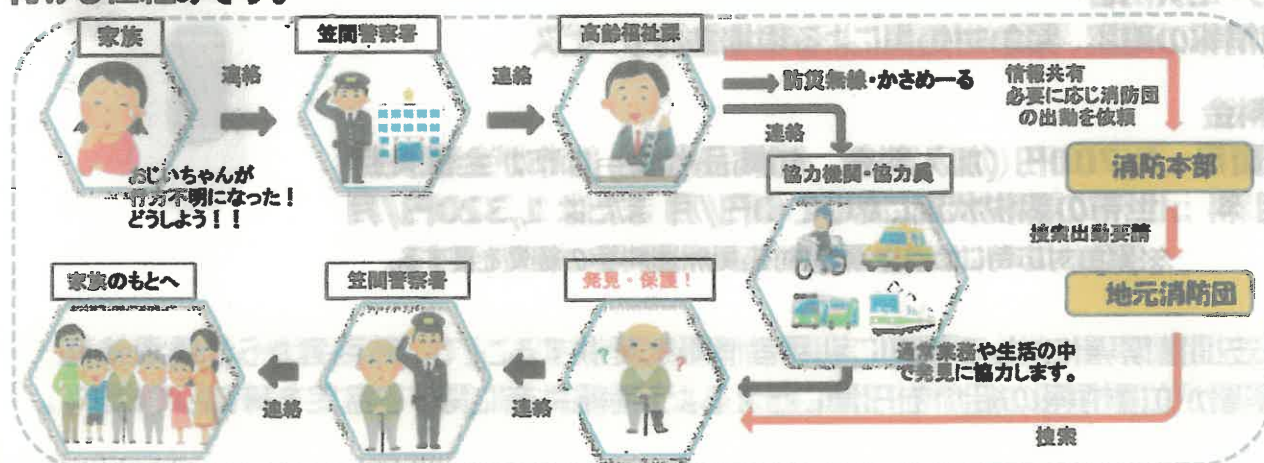
【日常的な見守り活動】

業務活動中において、高齢者等の世帯で何らかの異変に気付いた際に市へ通報していただき、早期に問題解消を図ることを目的としています。

協定事業所：74事業所（※R6.8.1現在）

【行方不明高齢者等SOSネットワーク】

高齢者が行方不明になったに、時防災無線やかさめ〜るによる情報提供依頼や、「協力機関・協力員」に捜索依頼することで、行方不明者の早期発見・保護に結び付ける仕組みです。



2. (4) 見守り支援・緊急対応①

【見守りあんしんシステム事業】

緊急時の備えとして固定電話回線を利用した通報装置を貸与し、自宅での急病やケガによる緊急通報のほか、健康相談や安否確認コールのサービスにより高齢者をサポートします。

◎对象者

- ・独居高齢者、高齢者のみ世帯、日中一人暮らし高齢者で要介護等認定を受けている方及び基本チェックリスト該当者または、突発的に生命に危険な症状が発生する持病（心臓・脳疾患等）がある方
- ・重度心身障害者（1級、2級）のみの世帯及び重度身体障害者と高齢者のみの世帯

→登録者数：208人（※R6.8.1現在）

○提供サービス内容

1. 緊急通報受信サービス 2. 駆けつけサービス
3. 相談サービス 4. 安否確認コール

○利用料金

利用料：所得の状況に応じて 0～1,650円/月

※介護保険料の階層区分により算定

2. (4) 見守り支援・緊急対応②

【GPS機器貸出し事業】

認知症等により行方不明の恐れがある高齢者を在宅で介護している家族に、GPS機器を貸し出します。

○対象者

笠間市に在住し、行方不明になるおそれがある認知症高齢者等※の家族

※初老期認知症等により、要介護認定を受けている方(40歳～64歳)も対象

→登録者数：5名 (※R6.8.1現在)

○提供サービス内容

位置情報の確認、緊急対応員による現場急行サービス

○利用料金

・初期費用：7,700円 (加入料金、付属品代金) は市が全額負担

・利用料：世帯の課税状況に応じて 0円/月 または 1,320円/月

※緊急対応時には別途 緊急対応員派遣料等の経費を要する。



*市から笠間警察署に対して事前に利用者情報を提供することで、利用者からの捜索依頼時に警察署が位置情報の紹介を円滑に行えるよう情報共有に関する協定を締結しています。

23

2. (4) 見守り支援・緊急対応③

【R7年度～見守りシール新規導入 (予定)】

新たな認知症高齢者見守り事業として、対象者に見守りシールを配布する事業を行う。

○対象者

笠間市に在住し、行方不明になるおそれがある認知症高齢者の家族

○提供サービス内容

見守りシールを無料で配布



行方不明になるおそれがある認知症高齢者の衣服や持ち物等に事前に貼り付けておく。



行方不明になった場合、発見者がこのQRコードをスマートフォンで読み取ると、コールセンターに電話が繋がり、速やかな保護に繋げることができる。



24

— 周没期の課題解決 —

横 須 賀 市

2つの終活支援

無縁1割、単身5割 の衝撃

誰もひとりにさせない

横須賀市民生局 特別福祉専門官:北見万幸

ESと終活登録 №11

(参考) <https://youtu.be/CiliJOfbPkE>

COI 開示

発表者名: 北 見 万 幸

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係
にある企業等はありません

日本の世帯数の将来推計 (2024(R6).4.13日発表)

世帯数の将来推計 単位: 万世帯

	2020年		2050年	
世帯総数	5,570	100%	5,261	100%
夫婦と子の世帯	1,401	26.9%	1,130	21.5%
夫婦のみの世帯	1,121	20.2%	995	21.1%
単独世帯	2,115	38.0%	2,330	44.3%
65歳以上	738	13.2%	1,084	45.1%

65歳以上

		2020年	2050年
独居率	男性	16.4%	26.1%
	女性	23.6%	29.3%
独居のうち未婚率	男性	33.7%	59.7%
	女性	11.9%	30.2%



2050年の町内は・・・?

空家を含めると、12軒中8軒が、リスクの高い家

1995年来、全国で老人クラブは減り続け、町内会やPTA等のコミュニティーも減り始めている。

浦賀の繁栄と無縁納骨堂



1853年 浦賀にペリーがやってきた

このおかげで、誰でも入れる納骨堂がない自治体が多い中
戦後、無縁納骨堂が建てられた

三界萬霊有縁無縁



正徳五年乙未 一七一五年

無縁墓があった

- ・九十九里浜の鰯→干鰯の独占販売権→天領: 東浦賀は干鰯問屋として繁栄。
- ・東京湾口の見張りの委託。入港税徴収権→天領: 西浦賀は廻船問屋として繁栄。
- ・遊郭→無縁墓が必要に

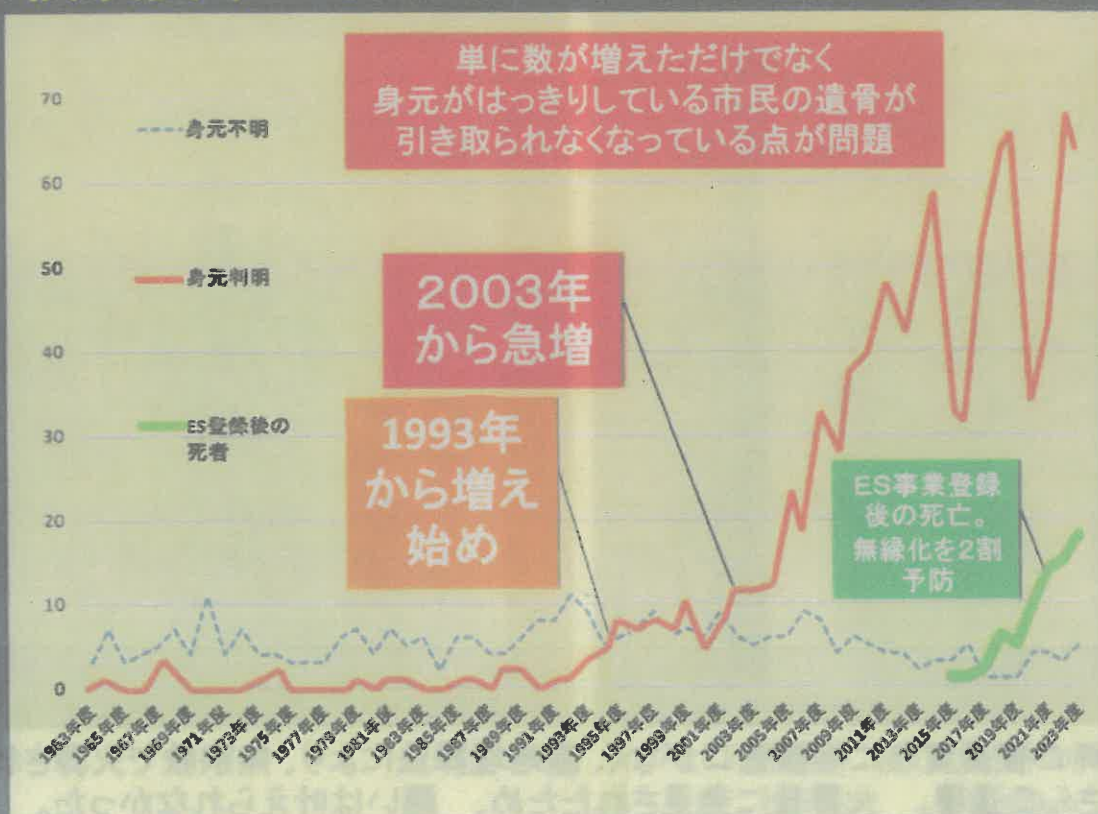
引き取り手のない遺体の急増。しかもそのほとんどが、身元不明者ではなく、身元が分かる市民という事実気づき、大いに驚く。



横須賀市では
引取り手のないお骨は市の費用で火葬し
職員が納骨堂に安置している

納骨堂が一杯になると……
職員が、骨と壺とを分け、
壺は産廃で廃棄し、
お骨は合葬墓にま
とめて埋めている
この作業の中で、
身元判明者の遺骨
ばかりが、急増して
いる事実気づいた

横須賀市の引取り手のない御遺骨の推移



全国の引取り手のない遺骨

平成18年度(2006年度)

札幌市	84柱
仙台市	31柱
川崎市	169柱
横浜市	638柱
静岡市	29柱
浜松市	48柱
名古屋市	322柱
京都市	27柱(記録残るものだけ)

大阪市1,860柱(9～翌8月)

神戸市	271柱
広島市	76柱
福岡市	44柱

平成27年度(2015年度)

⇒	286柱
⇒	90柱
⇒	314柱
⇒	979柱
⇒	124柱
⇒	96柱
⇒	607柱
⇒	186柱

⇒2,999柱(9～翌8月)

⇒	425柱
⇒	132柱
⇒	178柱

毎日新聞大阪 M29.7.16 新刊

多くが、住民登録があり、預金もあり
死を看取られている一般の市民

年間死者
約3万人中

9割以上が身元判明、かつ生前から孤立していた市民。亡くなった後で、慰霊祭を行うのに、なぜ生きている時に相談窓口を設けないのか？

(参考:年間死亡者数=その市町村の人口の1.2～1.3%)

墓地埋葬法など公費支出

何億円？

どこにも提出できなかった Kさんの遺書



当時の横須賀市に相談窓口がなく、墓地埋葬法により、無宗教で火葬されたKさんの遺書。火葬後に発見されたため、願いは叶えられなかった。

増え続ける独居者 医・福対応の差 (2024北見)

医療は、本人に寄り添い伝え、
相談に応じ、選択を促す道を選んだ
IC(インフォームド Consent)
尊厳に目を向ければ、これしかない

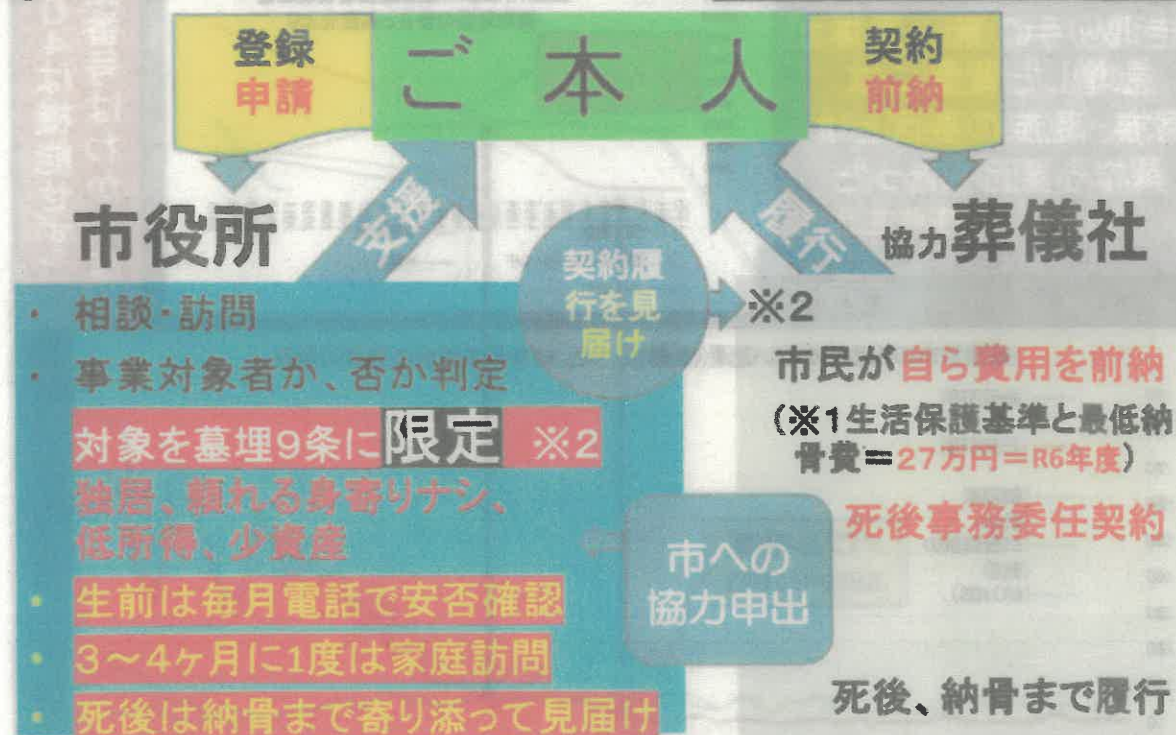
福祉には、生前における
死後課題の相談窓口が無い

・ 墓地埋葬法 第9条 (昭和23年の衛生法規)

死体の埋葬(土葬のこと)又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、
死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。→この法定義務が、福祉に、
当事者の死周辺の解決策を持たずに済む結果をもたらした(2024北見)

福祉は生前に、死期周辺の相談に応じてこなかった。死後焼却だけが義務だからでもある。これほど多くの引き取り手のない遺体を前に、多くの自治体には生前相談窓口の用意が無い。

①エンディングプラン・サポート事業 横須賀方式 最初のソリューション



※1自治体は、地方自治法により、本人から費用を預かれないので、本人が葬儀社に、信教に沿って前納。※2葬儀社が倒産しても、墓地埋葬法適用でカバーできる者だけを対象とする。

エンディングプラン・サポート事業 効果検証

年度 (改)	A ES登録した後、 亡くなったため、 死後の葬送 について 意思が 尊重された 市民	B ES未登録のまま 亡くなったため、 死後 意思確認ができず 引取手の無い 遺体となった 市民	C A+B	D 生前 意思 の 尊重 が できた 割合 A/C	参考1 各年度の ES事業 新規 登録者数	参考2 墓埋法 第9条の ※支出 回避額 A×各年度の墓 埋9条 基準額 納骨費5万円 を含む
平成27年度	1人	35人	36人	2.8%	5人	15万円
平成28年度	1人	34人	35人	2.9%	9人	15万円
平成29年度	2人	51人	53人	3.8%	12人	30万円
平成30年度	6人	63人	69人	8.7%	14人	90万円
平成31年度	5人	64人	69人	7.2%	16人	75万円
令和 2年度	10人	37人	47人	21.3%	22人	155万円
令和 3年度	14人	46人	60人	23.3%	27人	217万円
令和 4年度	15人	69人	84人	17.9%	19人	232万円
令和 5年度	18人	66人	84人	21.4%	22人	279万円
累 計	72人	450人	504人	14.3%	146人	1,108万円

※墓埋9条支出回避額=((当年度葬祭扶助基準額+5万円)×生保5万円)÷2×A

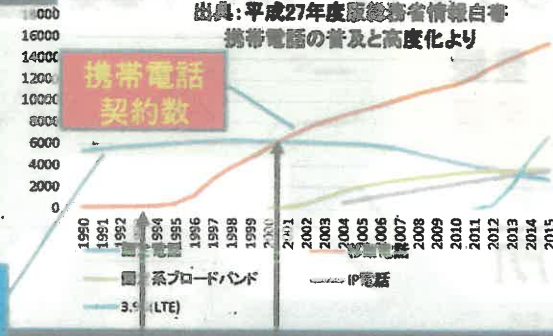
家族・親族以外の背景

引き取り手の無い遺体が
急増した背景には
家族・親族の要因とは
異なる要因もあった

①バブル崩壊 ②携帯主流化

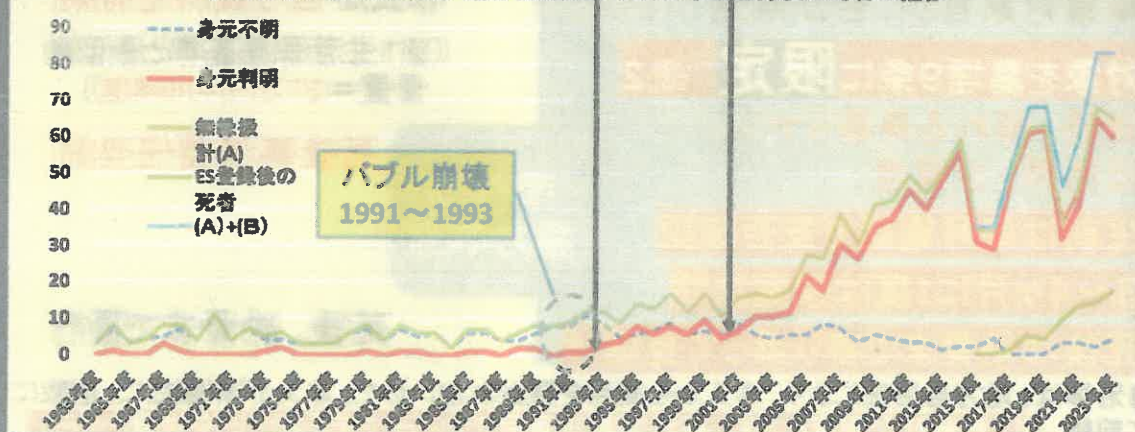
日本の携帯電話と固定電話の契約件数の推移

出典:平成27年度版総務省情報白書
携帯電話の普及と高度化より

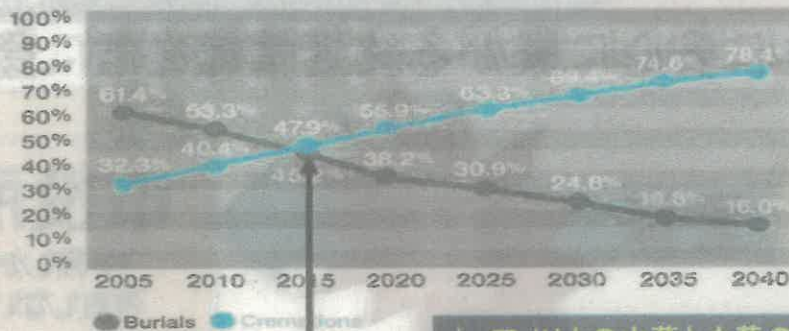


104は機能せず、
電話番号はわからない

横浜市の引取手のない遺体(無縁扱い)と、ES事業登録後の死者の推移



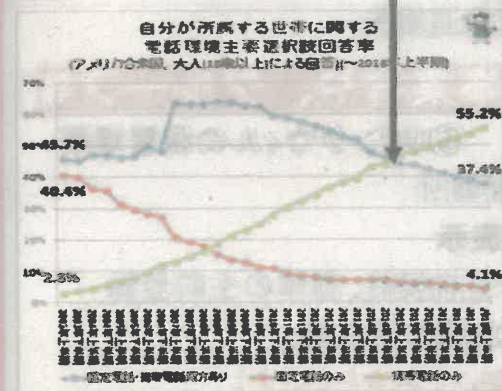
U.S. Projected Cremation and Burial Rates



携帯電話の普及と
葬儀の関係は、
アメリカでも同じ

上: アメリカの火葬と土葬の割合

左: アメリカの携帯電話と固定電話の普及状況



アメリカでは、
2015年から、火葬割合が土葬割合を抜き、このころから、葬儀に立ち合う人の数が減っている。

これは

①土葬の場合、火葬に比べ、広い面積が必要になる分、高額になるため。など様々な原因が推測される一方、

②2015年はアメリカで携帯電話が主流となりはじめた年であり、この結果、友人たちへの連絡が困難となったことも参列者減の一要因かもしれない。

終活情報登録制度の整備は急務

墓が分からない

先立った亡夫の墓はどこに？

- ・ 子のいないご夫婦
- ・ 先立った夫
- ・ 遠方の甥、姪は、墓の場所を知らない

- ・ 後から亡くなった妻の遺骨
- ・ 引取り手が無いため
- ・ 無縁納骨堂へ



契約先が不明

生前契約が、無駄になる？

- ・ 生前契約していても、病院、警察、福祉事務所にはわからない
- ・ 別の葬儀社に依頼
- ・ 生前契約のすべてが無駄に (亡くなった某有名女優の例も)

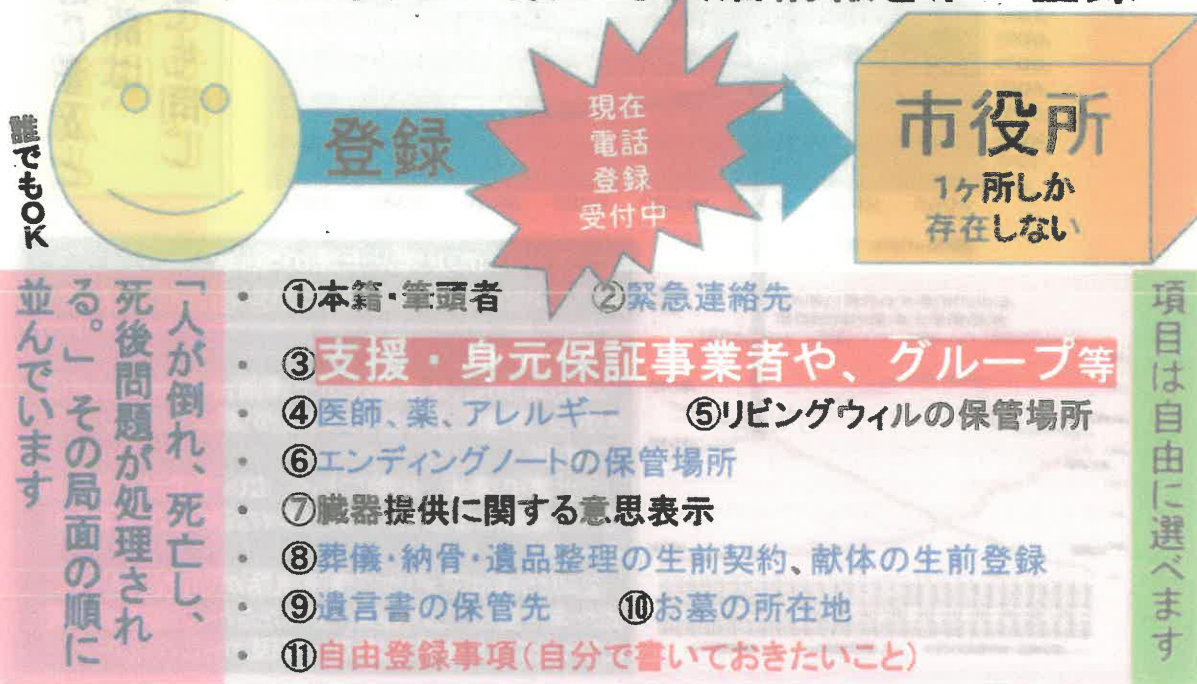
・ 親族に連絡する前に、自治体が火葬した例も発生

・ 2024.6.10 NHKクローズアップ現代他

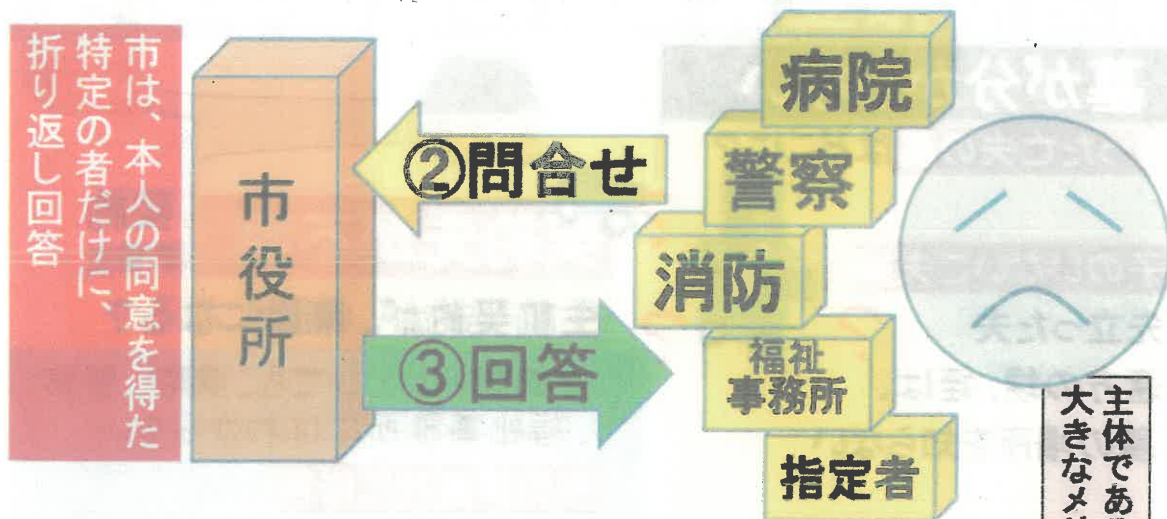
② わたしの終活登録事業

所得制限も年齢制限もなし・希望する全ての市民が選択し登録＝情報伝達

- ・ 元気なうちに安心して繋がる終活情報を市に登録



「倒れて入院」「徘徊して保護」など緊急の時



- ・ ポイントは……
- ・ 緊急連絡先、遺書・エンディングノートの保管場所、葬儀の生前契約をした葬祭事業者名などを登録。
- ・ 様々な終活関連情報を本人の意思で登録してもらう点が単にエンディングノートの無料配布事業と異なる。

わたしの終活登録事業 実績と分析 (2018.5～2024.3)

登録者年代別分布

年代	合計	うち男性	うち女性
10代	1	1	0
20代	1	0	1
30代	6	2	4
40代	20	8	12
50代	49	19	30
60代	127	62	65
70代	317	143	174
80代	274	95	179
90代	31	15	16
100代	0	0	0
合計	826	345	481

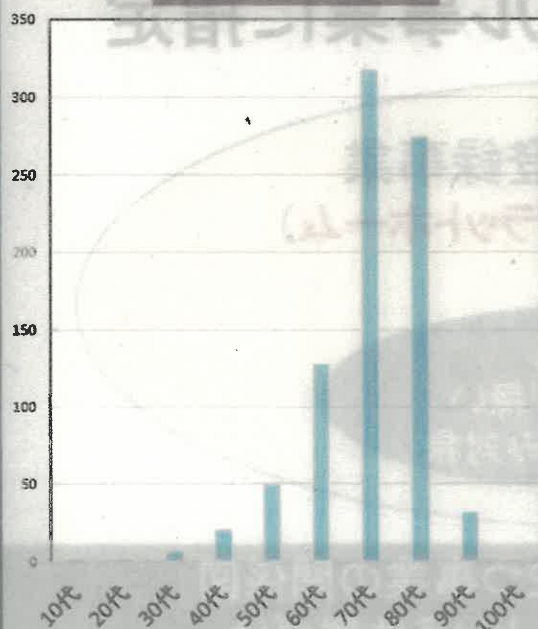
登録者が選んだ項目の傾向

No.1の本籍を除く 総数826件			
1位	No 2 緊急連絡先	768	93.0%
2位	No 4 かかりつけ医	705	85.4%
3位	No 10 墓(寺等)の場所	471	57.0%
4位	No 8 葬儀などの生前契約先	243	29.4%
5位	No 3 所属のコミュニティ	211	25.5%
6位	No 5 リビングウルの保管場所	199	24.1%
7位	No 7 臓器提供の意思	162	19.2%
8位	No 6 インディングノートの保管場所	140	16.9%
9位	No 9 遺言書の保管場所	106	12.8%
10位	No 11 自由登録項目	28	3.4%

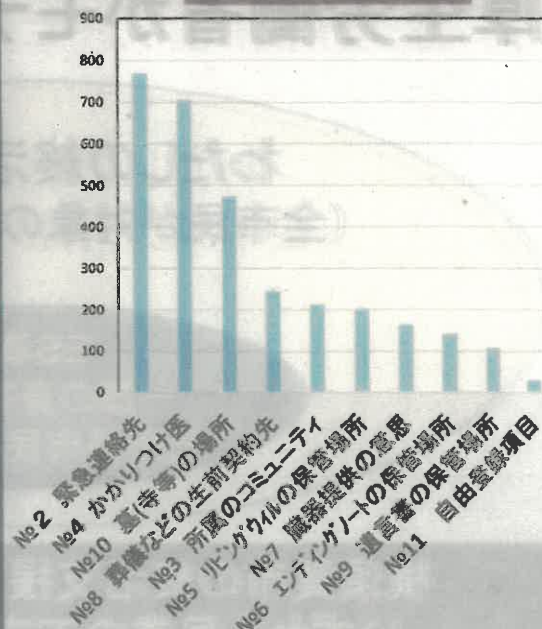
アメリカでは、開業医師に初診した場合、医師が本人の緊急連絡先を訊くことが慣習化している (ジョージメイソン大学: 井上准教授)

終活登録 年齢と項目別の分布状況

年齢分布



項目分布



当事者からの はがき

[illegible]

エピソード(2)

私は、90歳近く
救急センターから
某病院に回され...

「家族はいません…」

「えっ、入院できないわよ」

終活登録カードが、財布に入っているのを思い出し…

カードには山形の姪の携帯
電話番号が印字されていた

「これで、いいわ！」

「助かりました。
終活登録で、
命拾いしました……」

自治体の終活支援事業(2種類)
令和6年度から
厚生労働省がモデル事業に指定

わたしの終活登録事業
(全市民が対象のプラットフォーム)

ES事業
一部の身寄り無い
低所得市民のみ対象

横須賀市の終活支援 2つ事業の関係図 いずれも民業の下支えという位置づけ

「葬送という個人的問題。どこまで支援？」社事大：藤森教授 孤立者の尊厳と京都・鹿島事件防止のために

エンディングプラン・サポート事業 (墓埋9条見込の市民のみ対象)

- ・ 民間だけでは支援できない孤立低所得者のみ支援

契約額は2区分

- ・ ①: 生保受給者は個人の信教に基づく納骨費5万円を負担
- ・ ②: 他の困窮層は27万円(葬送費22万円+納骨5万円)の負担

市は亡くなるまで訪問支援
死後は収骨・納骨まで実施

年間事業費2万円+職員4名

わたしの終活登録事業 (登録を希望する全市民が対象)

- ・ 本人負担なし(登録無料)

市は、本人の終活努力を無駄にしないために側面支援

- ・ 本人に万一の場合、特定の者(警察・救急・病院等)からの問合せに、市が回答代行

生前意思を伝達

警察等は市にしか問合わせないので、市が実施しないと無意味

年間事業費3万円+兼務4名

ES事業・終括登録 相談・登録・プラン実施の、各件数

(R6.5.2修正)

令和6年3月31日

年度	E S 事 業								終 活 登 録								引取手のない遺骨
	相談件数		登録件数			プラン実施件数			相談件数		登録件数			プラン実施件数			
27年度	総数	113	総数	5	男 2 女 3	総数 1	男 1 女 0										35
28年度	総数	93	総数	9	男 6 女 3	総数 1	男 0 女 1										24
29年度	総数	93	総数	12	男 6 女 6	総数 2	男 2 女 0										51
30年度	総数	70	総数	14	男 8 女 6	総数 6	男 1 女 5	総数 322	男 131	総数 118	男 51 女 67	総数 1	男 1 女 0				63
31年度	総数	100	総数	16	男 10 女 6	総数 5	男 3 女 2	総数 326	男 195	総数 115	男 44 女 71	総数 0	男 0 女 0				64
2年度	総数	248	総数	22	男 12 女 10	総数 10	男 5 女 5	総数 291		総数 183	男 77 女 106	総数 0	男 0 女 0				37
3年度	総数	433	総数	27	男 13 女 14	総数 14	男 12 女 2	総数 248		総数 96	男 48 女 48	総数 1	男 1 女 0				46
4年度	総数	274	総数	19	男 13 女 6	総数 15	男 10 女 5	総数 225		総数 111	男 48 女 63	総数 9	男 2 女 7				69
5年度	総数	232	総数	22	男 17 女 5	総数 18	男 11 女 7	総数 348		総数 203	男 95 女 108	総数 13	男 9 女 4				66
計	総数	1656	総数	146	男 87 女 59	総数 72	男 45 女 27	総数 1760		総数 826	男 363 女 463	総数 24	男 13 女 11				
	登録者の死亡割合		72	÷	146	=	49.3%	登録者に対する問合せ割合		24	÷	826	=	2.9%			

よくあるご質問への回答

スライドで説明済みのものは除きます。

Q 民業圧迫ではないか？

A ES事業は対象者を限定。協力事業者名は公開

Q ES事業が対象者を限定する理由は？

A 民業圧迫回避。倒産時にも墓埋法で救済可能な対象に限定
ES事業は、そもそも墓地埋葬法9条が
見込まれる市民を救う事業です

Q 大多数の市民はES非該当だが、その救済策は？

A わたしの終活登録事業で、全市民をカバー

Q ES事業における市役所の役割とは？

A 低所得の孤立市民を亡くなるまで訪問し支える

Q 予算は？ 生困法(国庫負担金3/4)で1名委託325万円+需用費5万円

遺骨が鳴らす警鐘を聞こう

市民の尊厳と魂を守るために

ご清聴ありがとうございました